

改正

昭和39年10月6日条例第49号

昭和40年7月20日条例第15号

昭和40年10月15日条例第29号

昭和41年3月29日条例第10号

昭和41年7月6日条例第15号

昭和41年10月7日条例第25号

昭和42年3月17日条例第5号

昭和42年10月6日条例第21号

昭和43年3月29日条例第8号

昭和45年3月20日条例第4号

昭和45年7月10日条例第14号

昭和46年3月16日条例第1号

昭和46年10月8日条例第34号

昭和47年3月24日条例第3号

昭和47年10月13日条例第32号

昭和48年3月23日条例第18号

昭和48年10月12日条例第35号

昭和49年3月26日条例第10号

昭和49年4月1日条例第25号

昭和49年7月19日条例第34号

昭和50年5月31日条例第15号

昭和50年7月18日条例第16号

昭和50年7月18日条例第20号

昭和50年12月23日条例第30号

昭和51年3月23日条例第8号

昭和52年3月25日条例第3号

昭和52年7月22日条例第21号

昭和52年10月14日 条例第38号
昭和54年 3月16日 条例第 2号
昭和55年 3月18日 条例第 4号
昭和56年 3月20日 条例第 3号
昭和57年 3月30日 条例第12号
昭和57年 7月16日 条例第18号
昭和57年12月17日 条例第28号
昭和58年 3月18日 条例第 7号
昭和58年 7月19日 条例第17号
昭和59年 3月23日 条例第10号
昭和59年 7月13日 条例第19号
昭和60年 3月22日 条例第 6号
昭和60年10月 8日 条例第20号
昭和62年 3月13日 条例第 8号
昭和62年10月 9日 条例第26号
昭和63年 3月15日 条例第 6号
昭和63年 7月12日 条例第24号
平成元年 3月22日 条例第12号
平成 2年 3月23日 条例第 7号
平成 2年10月12日 条例第22号
平成 3年 3月15日 条例第 8号
平成 3年10月11日 条例第30号
平成 4年 3月21日 条例第13号
平成 5年 3月19日 条例第 6号
平成 6年 7月15日 条例第14号
平成 6年10月11日 条例第25号
平成 7年 3月17日 条例第18号
平成 7年 7月 6日 条例第28号
平成 7年 7月 6日 条例第29号
平成 7年10月11日 条例第39号

平成7年12月22日条例第46号
平成8年3月19日条例第6号
平成8年10月11日条例第24号
平成8年12月24日条例第27号
平成9年3月25日条例第5号
平成10年3月24日条例第7号
平成10年6月25日条例第25号
平成11年3月19日条例第7号
平成12年3月24日条例第18号
平成12年3月24日条例第30号
平成13年3月23日条例第15号
平成14年3月26日条例第11号
平成14年3月26日条例第16号
平成14年10月18日条例第48号
平成15年3月18日条例第14号
平成15年12月19日条例第61号
平成16年3月26日条例第10号
平成16年6月25日条例第29号
平成16年10月15日条例第34号
平成16年12月24日条例第47号
平成17年3月25日条例第23号
平成17年7月19日条例第48号
平成17年10月14日条例第79号
平成18年3月24日条例第17号
平成19年3月20日条例第17号
平成20年3月28日条例第2号
平成21年3月24日条例第17号
平成22年3月26日条例第17号
平成23年3月18日条例第14号
平成24年3月27日条例第14号

平成24年7月20日条例第42号

平成25年12月20日条例第50号

平成26年3月28日条例第18号

平成27年3月27日条例第15号

平成27年12月18日条例第51号

平成28年3月29日条例第18号

平成29年3月24日条例第20号

令和4年3月25日条例第13号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例を次のように公布する。

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設の設置及び管理に関しては、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 県は、公の施設を別表第1及び別表第2のとおり設置する。

2 別表第3の左欄に掲げる公の施設に、同表の中欄に掲げる支所を置く。

一部改正〔平成20年条例2号〕

(利用の許可)

第3条 公の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けるものとする。

(担保又は保証人)

第4条 知事は、公の施設の利用について必要があると認める場合は、相当の担保を提供させ、又は適当と認める保証人を立てさせることができる。

(転使用の禁止)

第5条 公の施設の利用者は、その施設を他に使用させてはならない。

(原形変更等の廃止)

第6条 公の施設の利用者は、その施設を利用目的外の用途に供し、又は知事の承認を得た場合を除くほか、その施設の原形を変更してはならない。

(利用に関する指示)

第7条 公の施設の利用者は、その施設の利用について、知事の指示があつた場合は、これに従わなければならない。

(違反行為に対する処置)

第8条 知事は、公の施設の利用者がこの条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した場合又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した場合は、その利用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。

一部改正〔平成15年条例61号〕

(使用料及び利用料金)

第9条 公の施設の利用については、別に条例で定めるところにより、使用料を徴収し、又はその利用に係る料金を収受させるものとする。

一部改正〔平成15年条例14号〕

(指定管理者が管理を行う公の施設)

第10条 法第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる公の施設は、別表第4のとおりとする。

追加〔平成15年条例61号〕、一部改正〔平成20年条例2号〕

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする公の施設ごとに、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る公の施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該公の施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

全部改正〔平成15年条例61号〕、一部改正〔平成15年条例61号〕

(指定の公示等)

第12条 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

追加〔平成15年条例61号〕、一部改正〔平成15年条例61号〕

(指定管理者の原状回復義務等)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、指定管理者が故意又は過失により公の施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

追加〔平成15年条例61号〕、一部改正〔平成15年条例61号〕

(過料処分)

第14条 公の施設の利用について、この条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した者又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した者は、5万円以下の過料に処する。

2 詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔平成6年条例25号・12年30号・15年61号〕

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、公の施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成15年条例61号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、別表第1中愛媛県立重信清愛園の項及び愛媛県母子福祉センターの項の施行期日は、知事が定める。

(愛媛県整肢療護園設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 愛媛県整肢療護園設置条例（昭和26年愛媛県条例第37号）

(2) 愛媛県民館設置条例（昭和28年愛媛県条例第61号）

(3) 愛媛県養鶏試験場設置条例（昭和34年愛媛県条例第53号）

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に設置されている営造物のうちこの条例により設置された公の施設と同一の名称を有するものは、この条例による公の施設となるものとする。

4 この条例施行の際、現に設置されている愛媛県林業指導所は、この条例による愛媛県林業試験場となるものとする。

(愛媛県立衛生研究所設置及び管理条例の一部改正)

5 愛媛県立衛生研究所設置及び管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名中「設置及び」を削る。

第1条から第3条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、愛媛県立衛生研究所の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条を第2条とし、以下2条ずつ繰り上げる。

(児童福祉館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 児童福祉館の設置及び管理に関する条例(昭和27年愛媛県条例第64号)の一部を次のように改正する。

題名中「の設置及び管理に関する」を「管理」に改める。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げ、第7条中「を除く外」を「のほか」に改め、同条を第6条とする。

附 則 (昭和39年10月6日条例第49号)

1 この条例は、昭和39年12月1日から施行する。

2 愛媛県作業船使用料条例(昭和35年愛媛県条例第19号)は、廃止する。

附 則 (昭和40年7月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年10月15日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年3月29日条例第10号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年7月6日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年10月7日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月17日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中児童福祉館の項の改正規定及び次項の規定は、知事が定める日から施行する。

（昭和42年9月規則第27号で、同42年9月7日から施行）

- 2 児童福祉館管理条例（昭和27年愛媛県条例第64号）は、廃止する。

附 則（昭和42年10月6日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月29日条例第8号）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県生駒寮使用料条例（昭和33年愛媛県条例第32号）は、廃止する。

附 則（昭和45年3月20日条例第4号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月10日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中愛媛県立高等看護学院の項、愛媛県高等農業講習所の項、愛媛県蚕業講習所の項及び愛媛県立果樹講習所の項の改正規定は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年10月8日条例第34号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県農村青年研修館使用料条例（昭和36年愛媛県条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和47年3月24日条例第3号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、別表第1に愛媛県立松前清流園の項及び愛媛県宇和海博物展示館の項を加える改正規定並びに別表第3の改正規定は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月13日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に愛媛県立臨床検査専門学校の項を加える改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月23日 条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年10月12日 条例第35号）

この条例中、別表第 1 に愛媛県物産館の項を加える改正規定は昭和48年12月 1 日から、同表愛媛県立公衆衛生専門学校の項の改正規定は昭和49年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年 3 月26日 条例第10号）

- 1 この条例は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。
- 2 愛媛県衛生検査技師養成所授業料等徴収条例（昭和38年愛媛県条例第 4 号）は、廃止する。

附 則（昭和49年 4 月 1 日 条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年 7 月19日 条例第34号）

この条例は、昭和49年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 5 月31日 条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 7 月18日 条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 7 月18日 条例第20号）

この条例は、昭和50年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年12月23日 条例第30号）

この条例は、昭和51年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月23日 条例第 8 号抄）

- 1 この条例は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年 3 月25日 条例第 3 号）

- 1 この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和52年 7 月22日 条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月14日 条例第38号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月16日条例第2号）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県郷土芸術館使用料条例（昭和29年愛媛県条例第41号）は、廃止する。

附 則（昭和55年3月18日条例第4号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表第1に愛媛県心身障害者歯科診療車の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（昭和55年10月規則第38号で、同55年10月14日から施行）

附 則（昭和56年3月20日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日条例第12号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月16日条例第18号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月17日条例第28号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 愛媛県がん検診車使用料条例（昭和41年愛媛県条例第26号）は、廃止する。

附 則（昭和58年3月18日条例第7号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月19日条例第17号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月23日条例第10号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月13日条例第19号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月22日条例第6号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月8日条例第20号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第8号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和62年10月9日条例第26号）

この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月15日条例第6号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月12日条例第24号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第12号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第1愛媛県東予優生保護相談所の項及び別表第2愛媛県東予保健所の項の改正規定は、同年5月15日から施行する。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号及び第9条（見出しを含む。）中「染織試験場」を「繊維産業試験場」に改める。

附 則（平成2年3月23日条例第7号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県立臨床検査専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例（昭和47年愛媛県条例第37号）は、廃止する。

附 則（平成2年10月12日条例第22号）

この条例は、平成2年12月1日から施行する。ただし、別表第1にテクノプラザ愛媛の項を加える改正規定及び別表第3の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日条例第8号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県立公衆衛生専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例（昭和46年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例

第1条中「愛媛県立公衆衛生専門学校」を「愛媛県立歯科技術専門学校」に改める。

附 則（平成3年10月11日条例第30号）

この条例は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成4年3月21日条例第13号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日条例第6号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月15日条例第14号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成6年10月11日条例第25号）

- 1 この条例は、平成6年12月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定及び次項の規定は同年11月1日から、別表第2の改正規定は農業改良助長法の一部を改正する法律（平成6年法律第87号）の施行の日から施行する。
- 2 平成6年11月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月17日条例第18号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月6日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月6日条例第29号）

この条例は、平成8年3月19日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第39号）

- 1 この条例は、平成7年11月1日から施行する。ただし、別表第1 愛媛県盲人福祉センターの項を削る改正規定及び次項の規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。
第55条中「、盲人福祉センター」を削る。

附 則（平成7年12月22日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
（愛媛県民館使用料条例の廃止）
- 2 愛媛県民館使用料条例（昭和28年愛媛県条例第53号）は、廃止する。
（県営体育施設使用料条例の一部改正）
- 3 県営体育施設使用料条例（昭和28年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成8年3月19日条例第6号)

この条例は、平成8年7月10日から施行する。

附 則 (平成8年10月11日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月24日条例第27号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月25日条例第25号)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

2 愛媛県立美術館使用料条例(昭和45年愛媛県条例第9号)は、廃止する。

附 則 (平成11年3月19日条例第7号)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成12年3月24日条例第18号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第15号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 愛媛県ユースホステル使用料条例(昭和37年愛媛県条例第18号)は、廃止する。

附 則 (平成14年3月26日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(愛媛県緑化センター使用料条例の廃止)

2 愛媛県緑化センター使用料条例（昭和52年愛媛県条例第10号）は、廃止する。

（愛媛県林業試験場使用料条例の一部改正）

3 愛媛県林業試験場使用料条例（平成2年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成14年3月26日条例第16号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月18日条例第48号）

この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、別表第1に愛媛県動物愛護センターの項を加える改正規定は、同年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第14号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成15年12月19日条例第61号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理の委託については、第1条の規定による改正後の愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の規定（中略）にかかわらず、平成18年9月1日（同日前に改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

3 改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査については、なお従前の例による。

（ファミリーハウスあい利用料金条例の一部改正）

4 ファミリーハウスあい利用料金条例（平成15年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成16年 3 月26日 条例第10号)

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年 6 月25日 条例第29号)

この条例は、平成16年 9 月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (前略) 第 4 条中愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第 1 愛媛県林業技術センターの項の改正規定 (中略) 平成16年 8 月 1 日

(2) (前略) 第 4 条中愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第 1 愛媛県宇和海自然ふれあい館の項の改正規定 (中略) 平成16年10月 1 日

附 則 (平成16年10月15日 条例第34号)

この条例は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日 条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 1 月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (前略) 第 9 条中愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第 1 愛媛県北条鹿島博物館展示館の項及び愛媛県農業試験場の項の改正規定並びに別表第 2 愛媛県中央児童相談所の項の改正規定 (「、北条市」及び「、温泉郡」を削る部分に限る。) 並びに同表愛媛県松山中央保健所の項、松山中小企業労働相談所の項及び愛媛県中央家畜保健衛生所の項の改正規定 (中略) 並びに次項の規定 平成17年 1 月 1 日

(2) (略)

(経過措置)

2 前項第 1 号に掲げる改正規定の施行前に愛媛県松山地方局その他の機関の長がした処分その他の行為 (以下「処分等」という。) 又はこれらの機関の長に対してなされた申請その他の行為 (以下「申請等」という。) で、上浮穴郡小田町の区域に係るものは、同号に掲げる改正規定の施行の日以後においては、同日において新たに当該区域を所管することとなる愛媛県八幡浜地方局その他の機関の長がした処分等又はこれらの機関の長に対してなされた申請等とみなす。

附 則 (平成17年 3 月25日 条例第23号)

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定 (中略) は同年10月 1 日

から、第1条中愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第3の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に次の表の左欄に掲げる保健所長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の右欄に掲げる保健所長がした処分等とみなし、この条例の施行前に同表の左欄に掲げる保健所長に対してなされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の右欄に掲げる保健所長に対してなされた申請等とみなす。

愛媛県新居浜保健所長	愛媛県西条保健所長
愛媛県大洲保健所長	愛媛県八幡浜保健所長

附 則（平成17年7月19日条例第48号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年10月14日条例第79号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

（愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例の廃止）

- 2 愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例（平成15年愛媛県条例第25号）は、廃止する。

（愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例施行の際現に廃止前の愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例の規定に基づいて徴収すべきであった使用料については、なお従前の例による。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年3月24日条例第17号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

- 2 愛媛県女性総合センター管理条例（平成17年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年3月20日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(愛媛整肢療護園使用料条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 愛媛整肢療護園使用料条例(昭和27年愛媛県条例第65号)

(2) 愛媛県健康増進センター使用料条例(昭和50年愛媛県条例第21号)

(愛媛整肢療護園使用料条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前の愛媛整肢療護園の使用に係る使用料の徴収及び減免については、なお従前の例による。

(愛媛県健康増進センター使用料条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日前の愛媛県健康増進センターの使用に係る使用料の徴収及び減免については、なお従前の例による。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(愛媛県精神保健福祉センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

6 愛媛県精神保健福祉センターにおける使用料及び手数料徴収条例(昭和47年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(愛媛県建設研究所使用料条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 愛媛県建設研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第21号)

(2) 愛媛県林業技術センター使用料条例(平成2年愛媛県条例第24号)

(3) 愛媛県母子福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第54号)

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(愛媛県家畜種付手数料条例の一部改正)

- 5 愛媛県家畜種付手数料条例（昭和33年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（愛媛県農業試験場使用料条例の一部改正）

- 6 愛媛県農業試験場使用料条例（昭和38年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年3月24日条例第17号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県レントゲン自動車使用料条例（昭和26年愛媛県条例第23号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月26日条例第17号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例（昭和46年愛媛県条例第15号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月18日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第14号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県感染症診査協議会条例（平成11年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年7月20日条例第42号）

- 1 この条例中、別表第1 愛媛県北条鹿島博物展示館の項を削る改正規定は公布の日から、その他の改正規定及び次項の規定は平成24年8月1日から施行する。
- 2 愛媛県物産観光センター管理条例（平成17年愛媛県条例第64号）は、廃止する。

附 則（平成25年12月20日条例第50号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月3日から施行する。ただし、第1条（愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第1 愛媛県男女共同参画センターの項、愛媛県婦人相談所の項及び愛媛県立さつき寮の項の改正規定を除く。）及び第3条並びに次項から附則第4項までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第18号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例（平成8年愛媛県条例第28号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月27日条例第15号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（愛媛県植物くん蒸所管理条例の廃止）

2 愛媛県植物くん蒸所管理条例（平成17年愛媛県条例第60号）は、廃止する。

（愛媛県植物くん蒸所管理条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前の愛媛県植物くん蒸所の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日条例第18号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第20号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日条例第13号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	目的	位置
愛媛県県民文化会館	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。	松山市
愛媛県生活文化センター	県民の生活文化の向上の目的とする各種の行事又は集会の用に供する。	松山市
萬翠荘	県民の文化財に対する理解を深めるため、歴史的建造物として保存し、公開するとともに、県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県消費生活センター	県民の消費生活の安定及び向上を目的とする相談、情報の提供、研修、研究、試験等を行う。	松山市

愛媛県男女共同参画センター	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市
愛媛県体験型環境学習センター	県民の環境意識の向上を図るため、住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場を提供するとともに、環境学習及び環境保全活動の支援を行う。	松山市
愛媛県総合社会福祉会館	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県身体障がい者福祉センター	身体障害者に対し、更生のために必要な各種の相談に応じ、機能回復訓練等を実施し、並びにスポーツ及びレクリエーションの指導を行うとともに、その福祉の増進を図るために必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県障がい者更生センター	障害者の健康の増進及び社会参加の促進を図るため、宿泊、休養等の施設を提供する。	松山市
愛媛県在宅介護研修センター	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。	松山市
愛媛県立さつき寮	婦人保護施設として、要保護女子を収容保護し、その更生に必要な指導及び訓練を実施するとともに、配偶者等からの暴力を受けた女性の保護を行う。	松山市
愛媛県視聴覚福祉センター	視聴覚障害者の福祉の向上を図るため、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物等による情報の提供、各種の相談、視覚障害者の生活訓練、点訳奉仕員等の養成等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市

愛媛県立子ども療育センター	心身に障害のある児童等に対し、保護、治療、日常生活の指導、独立自活に必要な訓練等を行うとともに、保護者に対する療育指導及び情報提供、各種の相談等を行う。	東温市
えひめこどもの城	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成を行う。	松山市・伊予郡砥部町
愛媛県立えひめ学園	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。	新居浜市
愛媛県立愛媛母子生活支援センター	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。	松山市
愛媛県立衛生環境研究所	保健衛生に関する試験、検査、鑑定調査及び研究を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	東温市
愛媛県動物愛護センター	動物の愛護並びに適正な飼養及び保管に関する情報の提供、指導、助言及び相談を行うとともに、県民に犬、ねこ等の動物との触れ合いの場を提供する。	松山市
愛媛県心と体の健康センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行うとともに、不妊及び難病に関する相談等を行う。	松山市
ファミリーハウスあい	長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。	松山市
愛媛国際貿易センター	貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施設を提供す	松山市

	る。	
テクノプラザ愛媛	企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等を提供する。	松山市
愛媛県産業技術研究所	工業技術に係る試験研究の総合的企画調整及び情報の提供を行うとともに、食品産業、繊維産業、紙産業、窯業その他のものづくりの基盤となる技術に関する試験研究、助言等並びに紙に関する展示及び研究開発又は研修に必要な施設の提供等を行う。	松山市
愛媛県立農業大学校	次代の農業及び農村を担う優れた青少年を養成するとともに、農業者が農業に関し生涯にわたって行う学習活動を促進し及び援助するため並びに農業機械利用技能者を養成するため各種の研修を行う。	松山市
愛媛県農林水産研究所	農林水産業、森林及び緑化に関する総合的試験研究、調査及び技術指導を行うとともに、県民への花きとの触れ合いの場の提供、養鶏に関する種卵のふ化受託、林業、森林及び緑化に関する研修、展示、知識の普及、指導及び相談並びに研修施設の提供、水産動物の種苗の生産及び供給並びに養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等及びこれらの知識の普及を行う。	松山市
えひめ森林公園	県民の森林に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する。	伊予市

一部改正〔昭和39年条例49号・40年29号・41年10号・15号・25号・42年5号・21号・43年8号・45年14号・46年1号・34号・47年5号・32号・48年18号・35号・49年10号・25号・34号・50年15号・16号・20号・30号・52年3号・21号・38号・54年2号・55年4号・56年3号・57年18号・28号・58年7号・17号・59年10号・19号・60年6号・20号・62年8号・26号・63年6号・24号・平成元年12号・2年7号・22号・3年8号・30号・4年13号・5年6号・6年14号・25号・7年18号・28号・29号・39号・46号・8年6号・24号・27号・9年5号・10年7

号・25号・11年7号・12年30号・13年15号・14年11号・16号・48号・15年14号・61号・16年10号・29号・34号・47号・17年23号・79号・18年17号・19年17号・20年2号・21年17号・22年17号・23年14号・24年14号・42号・25年50号・26年18号・27年15号・51号・28年18号・令和4年13号]

別表第2（第2条関係）

名称	目的	位置	所轄区域
愛媛県福祉総合支援センター	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所として、相談、調査、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導、児童の一時保護等を行う。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所として、相談、指導、医学的、心理学的及び職能的判定、補装具の処方及び適合判定等を行う。</p> <p>(3) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所として、相談、調査、医学的、心理学的及び職能的判定、指導並びに要保護女子の一時保護を行う。</p> <p>(4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定</p>	松山市	県内全域（目的の欄(1)の児童相談所としての業務を行う場合にあつては、松山市、今治市（宮窪町四阪島を除く。）、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、越智郡、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡及び西宇和郡）

	<p>する知的障害者更生相談所として、相談、指導、医学的、心理学的及び職能的判定等を行う。</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、相談、指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。</p>		
愛媛県東予子ども・女性支援センター	<p>(1) 児童福祉法に規定する児童相談所として、相談、調査、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導、児童の一時保護等を行う。</p> <p>(2) 売春を行うおそれのある女子及び配偶者等からの暴力を受けた者についての相談、指導等を行う。</p>	新居浜市	新居浜市、西条市、四国中央市及び今治市宮窪町四阪島
愛媛県南予子ども・女性支援センター	同	宇和島市	宇和島市、西予市、北宇和郡及び南宇和郡
愛媛県四国中央保健所	地域住民の健康の保持及び増進を図る。	四国中央市	四国中央市
愛媛県西条保健所	同	西条市	新居浜市及び西条市
愛媛県今治保健所	同	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県中予保健所	同	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡

愛媛県八幡浜保健所	同	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島保健所	同	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
西条中小企業労働相談所	中小企業における労働問題について、労使関係者の相談に応じ、労使関係の合理的安定に資する。	西条市	新居浜市、西条市及び四国中央市
今治中小企業労働相談所	同	今治市	今治市及び越智郡
松山中小企業労働相談所	同	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
八幡浜中小企業労働相談所	同	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
宇和島中小企業労働相談所	同	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
愛媛県東予家畜保健衛生所	家畜の保健衛生の向上及び伝染病予防並びに畜産に関する技術指導を行う。	西条市	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び越智郡
愛媛県中予家畜保健衛生所	同	東温市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県南予家畜保健衛生所	同	八幡浜市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

一部改正〔昭和40年条例15号・41年10号・45年4号・46年1号・47年32号・48年18号・50年16号・51年8号・63年6号・平成元年12号・6年25号・10年7号・12年18号・16年10号・29

別表第3（第2条関係）

施設	名称	位置
愛媛県産業技術研究所	繊維産業技術センター	今治市
	紙産業技術センター	四国中央市
	窯業技術センター	伊予郡砥部町
愛媛県農林水産研究所	花き研究指導室	東温市
	果樹研究センター	松山市
	果樹研究センターみかん研究所	宇和島市
	畜産研究センター	西予市
	畜産研究センター養鶏研究所	西条市
	林業研究センター	上浮穴郡久万高原町
	水産研究センター	宇和島市
	水産研究センター栽培資源研究所	伊予市
愛媛県東予家畜保健衛生所	今治支所	今治市
愛媛県南予家畜保健衛生所	宇和島支所	宇和島市

別表第4（第10条関係）

1 愛媛県県民文化会館
2 愛媛県生活文化センター
3 萬翠荘
4 愛媛県男女共同参画センター
5 愛媛県体験型環境学習センター
6 愛媛県総合社会福祉会館
7 ファミリーハウスあい
8 愛媛県立愛媛母子生活支援センター
9 えひめこどもの城
10 愛媛県身体障がい者福祉センター

- 11 愛媛県障がい者更生センター
- 12 愛媛県視聴覚福祉センター
- 13 愛媛県在宅介護研修センター
- 14 愛媛国際貿易センター
- 15 テクノプラザ愛媛
- 16 えひめ森林公園

全部改正〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成20年条例2号・23年14号・24年42号・25年50号・27年51号・28年18号〕